エディウイン鳴門一般席棟増築及び改修工事のうち管工事

図面目録			
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
M-01	機械設備　特記仕様書		
M-02	空調設備　平面図		
M-03	換気設備　平面図		
M-04	衛生設備　平面図		
M-05	消火設備　平面図		

Ⅰ．建　築　概　要

1．計 画 地 住 所　(地名地番)徳島県鳴門市撫養町大桑島字澤岩浜48-30、48-31、48-35、48-62、48-64、48-67
2．建　物　規　模　敷地面積：11,016.53㎡　延床面積：2,594.64㎡　１階～－階
3．専 有 部 用 途　建築：遊技場、消防：船券売場（４項）

Ⅱ．一　般　事　項

1．工事仕様
　設計図書の優先順位は以下の通りとする。
　（１）見積要項書（現場説明書・質問回答書・追加変更指示書を含む）
　（２）特記仕様書
　（３）設計図面
　（４）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事共通仕様書（最新版）」、「機械設備改修工事共通仕様書（最新版）」、及び「機械設備工事標準図（最新版）」
　（５）（社）空気調和・衛生工学会編「空気調和・衛生設備工事標準仕様書（最新版）」
2．本工事に含まれる費用
　a．敷地周辺における施工障害となるものの移設と復旧。
　b．取付位置変更による材料の数量変更。
　c．現場の納まり、取合いなどによる材料の数量変更。
　d．機器または器具の設置に際し、必要とされる付属品類の一式。
　e．その他軽微な変更。
3．官公署手続
　a．本工事に必要な諸官公署などへの届出書類は、全て請負者が作成し手続きを行う。また、届出に要する費用は全て請負者負担とする。
　b．本工事着工前に上下水道、ガス等のインフラについて現地調査のうえ再確認を行う。
　c．本工事着工後、すみやかに諸官公署手続提出予定一覧表を監理員に提出する。
　d．完成時における各種完了届については、全て請負者が作成し手続きを行う。
4．監理員の承諾を要する事項
　a．工事工程表
　　本工事着工後、すみやかに総合図、施工図、機器納入仕様書の承諾工程表を作成し、監理員に提出、協議を行う。
　b．主要機材製造会社採用届
　　原則として当設計図書に記載の製造会社を採用する。但し、設計図に記載が無い場合、または廃番等により止むを得ず指定の製造会社が採用できない場合については、監理員と協議を行う。
　c．施工要領書
　　本工事の施工に先立ち、施工要領書を作成し、監理員に提出、協議を行う。
　d．総合図
　　各関連工事と相互調整を行い、平面図、展開図、天井伏図等に全ての機器及び器具を配置した総合図を作成し、施工一週間前までに監理員に提出、協議を行う。
　e．施工図
　　施工図を作成し、施工一週間前までに監理員に提出、協議を行う。また、設計図書と施工図の内容照合は請負者の責任において行い、施工図のミスにより不具合が生じた場合は請負者の責任において手直し等を行う。
　f．機器納入仕様書
　　機器類の発注に先立ち、機器納入仕様書を監理員に提出、協議を行う。また、空気調和機類、送排風機類、ポンプ類にあっては、施工図における静圧計算書、または揚程計算書の添付をするとともに、これに見合った機器の選定を行い、監理員の承諾を得る。
5．竣工時提出書類
　a．以下の書類を竣工時に提出する。
　　・竣工図（計画変更申請または軽微変更申請が伴う場合は管理者の指定時期までに提出する。）
　　・施工図
　　・施工写真
　　・機器完成図
　　・機器取扱説明書
　　・機器性能試験成績表
　　・鍵リスト
　　・備品リスト
　b．各提出部数については、監理員と協議を行う。

Ⅲ．共　通　事　項

1．使用材料
　a．工事用材で日本工業規格（ＪＩＳ）の制定があるものは、仕様書および設計図に指示がなくてもこの規格に合格するものを用いる。なお、工業標準化法による指定商品については、ＪＩＳマーク表示品を使用する。
　b．工事用材で品質または等級の指定がないものは、品質を保証する資料を添えて監理員に提出し、承諾を受ける。
　c．給水装置に用いる機材については、以下のいずれかに該当するものとする。
　　・第三者認証品
　　・日本水道協会規格（ＪＷＷＡ）、日本工業規格（ＪＩＳ）のうち水道用のもの等の性能基準の適合が明らかな製品
　　・自己認証品
　　・各自治体の定める規格または仕様等に基づき製造された製品
　d．消防設備に用いる機材については、以下のいずれかに該当するものとする。
　　・（一財）日本消防設備安全センターの認定品
　　・法令または条例に定めるＪＩＳ規格品
　　・各自治体の定める規格または仕様等に基づき製造された製品
　e．日本工業規格（ＪＩＳ）、日本農林規格（ＪＡＳ）、日本水道協会規格（ＪＷＷＡ）、日本水道鋼管協会規格（ＷＳＰ）、ＳＨＡＳＥ規格等の材料・製品に関係する規格は最新版を適用する。
2．耐震レベル（該当項目は ⊙ 印とする）
　建築設備耐震設計・施工指針（最新年度版）に準ずる以下の耐震クラスとする。

設 備 機 器	・ Ｓクラス	・ Ａクラス	⊙ Ｂクラス
設 備 配 管	・ S_A種	・ Ａ種	⊙ Ｂ種

3．屋外機器の仕様（該当項目は ⊙ 印とする）
　・ 標準型　・ 耐塩害仕様　⊙ 耐重塩害仕様　・ 寒冷地仕様

Ⅳ．設　備　概　要

1．設計用屋内外温湿度条件

		夏　期	冬　期
屋内条件	船券売場	DB 26 ℃ RH 50 %	DB 22 ℃ RH － %
		DB ℃ RH %	DB ℃ RH %
屋 外 条 件		DB 34.4 ℃ RH 67.1 %	DB 2.1 ℃ RH 57.7 %

2．空調機種（該当項目は ⊙ 印とする）
　・ 空冷ヒートポンプエアコン（ ⊙ 一般型　・ 高効率型　・冷暖同時運転型　・ 氷蓄熱型 ）
　・ ガスヒートポンプエアコン（ ・ 一般型　・ 高効率型　・冷暖同時運転型 ）
　・ ハウジングエアコン
　・ ルームエアコン
3．換気方式（該当項目は ⊙ 印とする）

船券売場	⊙ 第１種換気方式	・ 第２種換気方式	・ 第３種換気方式
喫 煙 室	・ 第１種換気方式	・ 第２種換気方式	⊙ 第３種換気方式
	・ 第１種換気方式	・ 第２種換気方式	・ 第３種換気方式

4．換気機種（該当項目は ⊙ 印とする）
　⊙ 外気処理機　　・ レンジフードファン
　⊙ 全熱交換器　　・ パイプファン
　・ 片吸込シロッコファン　　・ 天井換気扇
　・ ラインファン　　・ 有圧換気扇
　⊙ ストレートシロッコファン　　・
5．排煙設備（該当項目は ⊙ 印とする）
　・ 機械排煙
　⊙ 自然排煙または避難検証法
6．給水設備
　a．給水方式（該当項目は ⊙ 印とする）
　　・ 直結直圧方式
　　・ 直結ブースターポンプ方式
　　・ 受水槽＋加圧給水ポンプ方式
　b．本管の接続（該当項目は ⊙ 印とする）
　　・ 新設　　Ａ
　　・ 既存再利用　　Ａ
　　・ 撤去　　Ａ×　ヶ所
7．給湯設備
　a．給湯方式（該当項目は ⊙ 印とする）
　　・ 局所方式（ ・ ガス　・ 電気 ）
　　・ 中央方式（ ・ ガス　・ 電気 ）
　b．給湯機種（該当項目は ⊙ 印とする）
　　・ ガス湯沸器（ ・ 単独型　・ マルチ連結型 ）
　　・ 電気温水器（ ・ 貯湯式　・ エコキュート ）
8．汚水雑排水設備
　a．排水方式（該当項目は ⊙ 印とする）
　　⊙ 汚水雑排水合流式
　　・ 汚水雑排水分流式
　b．排水先（該当項目は ⊙ 印とする）
　　・ 公共下水道
　　・ 浄化槽を経て道路側溝または水路
　c．本管の接続（該当項目は ⊙ 印とする）
　　・ 新設　　Ａ×　ヶ所
　　・ 既存再利用　　Ａ×　ヶ所
　　・ 撤去　　Ａ×　ヶ所
9．雨水排水設備
　a．排水先（該当項目は ⊙ 印とする）
　　・ 公共下水道（合流）
　　・ 公共下水道（分流）
　　・ 道路側溝または水路
　　・ 宅内浸透処理
　b．本管の接続（該当項目は ⊙ 印とする）
　　・ 新設　　Ａ×　ヶ所
　　・ 既存再利用　　Ａ×　ヶ所
　　・ 撤去　　Ａ×　ヶ所
　c．雨水流出抑制（該当項目は ⊙ 印とする）
　　・有り（・浸透方式　・貯留方式　・浸透貯留併用方式）
　　・無し
10．ガス設備（該当項目は ⊙ 印とする）
　a．ガスの種別
　　・都市ガス（　Ａ ）
　　・ＬＰＧ
　b．本管の接続（該当項目は ⊙ 印とする）
　　・ 新設　　Ａ
　　・ 既存再利用　　Ａ
　　・ 撤去　　Ａ×　ヶ所
11．消火設備（該当項目は ⊙ 印とする）
　⊙ 消火器具　（ ・ 本工事　⊙ 建築工事または別途工事 ）
　・ 屋内消火栓設備
　⊙ パッケージ型消火設備（Ｉ型）
　・ スプリンクラー設備　（ ・ 一般型　・ 水道連結型　・ 共同住宅用 ）
　・ 泡消火設備
　・ 移動式粉末消火設備
　・ 簡易自動消火設備
　・ 屋外消火栓設備
　・ 連結送水管設備　（ ・ 乾式　・ 湿式 ）

Ⅴ．保　温　工　事　仕　様

（該当項目は ⊙ 印とする）

用　途	屋内 保温材 グラスウール	屋内 保温材 ロックウール	屋内 仕上材 隠蔽部 亀甲金網	屋内 仕上材 露出部 亀甲金網	屋内 仕上材 露出部 アルミガラスクロス	屋外 保温材 ポリスチレンフォーム	屋外 仕上材 カラーラッキング	屋外 仕上材 ＳＵＳラッキング	備　考
給水管	⊙		⊙	・	⊙	⊙	・	⊙	
給湯管	・		・	・	・	・	・	・	
排水管	・		・	・	・	・	・	・	遮音シート巻き（ ・ 要　・ 不要 ）
消火管（泡消火）	・		・	・	・				
消火管（上記以外）						・	・	・	
空調ドレーン管	・		・	・	・	・	・	・	
冷媒管							・	⊙	
空調ダクト	・		・	・	・				
給気ダクト	⊙		⊙	・	・				全ての範囲
排気ダクト（一般系統）	⊙		⊙	・	・				外壁から２ｍの範囲
排気ダクト（火気使用室系統）		・	・						厚み50mm以上、隠蔽部分のみ
排煙ダクト	・		・						厚み30mm以上、隠蔽部分のみ

注）機械室内は ・ 隠蔽仕様 ・ 露出仕様 、ＰＳ及びＤＳ内は ・ 隠蔽仕様 ・ 露出仕様 とする。

Ⅵ．注　記　事　項

1．屋外及び暗渠内に使用するアンカーボルト、支持金物、架台等はＳＵＳ製とする。
2．空気調和機類、換気機器類、ポンプ類には防振措置を講ずる。
3．冷媒管の曲部においてベンダー加工を行う場合は保温圧が減少しないよう配慮をする。
4．スパイラルダクトの継手部分はブチルゴム＋アルミテープ２重巻きとする。
5．保温付フレキシブルダクトの施工においては適正な支持間隔を確保する。
6．アルミ製ダクト材の使用は禁ずる。
7．火気使用室系統排気ダクトには耐熱性パッキンを使用する。
8．火気使用室系統排気ダクトにおけるフレキシブルダクトの使用を禁ずる。
9．火気使用室系統排気ダクトには概ね２ｍに１ヶ所の間隔で点検口を設ける。
10．防火ダンパーの附近には点検口450×450を設ける。
11．防火ダンパーの検査口は結露水が滞留しない様下向きとしない。
12．ベンドキャップ及び屋外に設ける給排気口類はＳＵＳ製・指定色焼付塗装仕上げとする。
13．ベンドキャップは雨水が浸入し難い形状のものとする。
14．給気口はフィルター付とする。
15．空調に用いる吹出口は結露防止型とする。
16．散水栓は(社)日本水道協会認証品の逆止弁内蔵型とする。
17．給水栓、給湯栓、消防用水槽、その他給水口部分には所要の吐水口空間を設ける。
18．地中配管の埋設深さは、車路700mm以上、その他300mm以上、かつ凍結深度以上とする。
19．ライニング鋼管の弁類、継手類は管端防食コア付きを使用する。
20．架橋ポリエチレン管は工場加工品とし、現場融着は禁止とする。
21．異種金属管の接合部には絶縁継手を設ける。
22．ウォーターハンマーの恐れがある部分については、その直近に水撃緩衝器を設ける。
23．給水主管、給湯循環配管、排水主管、排水ポンプアップ配管、その他圧送配管等は防振支持とし、躯体貫通部は配管と躯体を絶縁する。
24．給湯配管、その他塩ビ管を使用する配管は、必要に応じ図示無き箇所についても伸縮対策を講じるとともに、伸縮による管の損傷が無いよう管支持方法及び躯体貫通部の処理にも配慮をする。
25．コンクリート内に埋設する給湯管については、伸縮による損傷防止措置を講ずる。
26．給湯循環配管における鳥居配管は禁止とし、止むを得ず鳥居配管が生じる場合については、有効な箇所に空気抜弁の設置を行う。
27．給湯循環横走管の勾配は原則として1／200とする。
28．給湯循環横走管の管径を縮小する箇所については、管内に空気溜りが生しないよう管天端合わせにて偏心異径ソケットを使用する。
29．給湯循環横走管の弁類は弁軸を水平方向に設置し、弁内に空気溜りが生じないようにする。
30．排水管の口径は器具負荷単位計算に準ずる。
31．排水管の勾配は原則として75Ａ以下を1／50、100Ａ以上を1／100とする。
32．各器具排水管接続部の蛇腹使用は禁ずる。
33．各種設備機器、厨房器具の排水管接続部は間接排水とする。
34．排水用水中ポンプの下部にはコンクリート平板(上)＋防振ゴム(下)を設置する。
35．排水用水中ポンプの吐水側配管に用いる逆止弁は衝撃吸収式とする。
36．汚水ポンプアップ系統の仕切弁はナイロンコーティング製とする。
37．汚水ポンプアップ系統の逆止弁は汚水専用のものを使用する。
38．車路部の桝蓋はボルト固定式とする。

Ⅶ．法　令　関　係

1．冷媒管、塩ビ管の防火区画貫通処理については、以下国交省大臣認定番号の部材を用いる。

部　位		冷　媒　管	塩　ビ　管
壁貫通部	ＡＬＣ・コンクリート		
	プラスターボード21ｔ×２枚貼		
	プラスターボード(中空壁)		
床 貫 通 部			

2．耐火二層管は国交省大臣認定番号PS060FL-0391の製品を用いる。
3．当建築設備は建築基準法施行令129条の2の4に準ずる構造とする。
4．防火ダンパーは昭48建告2565号に準ずる構造とする。
5．給水設備は水道法施行令第5条の規定に適合した構造とする。
6．給湯器の転倒防止措置は平12年建告第1388号(最終改正平24年国交告1447号)に準ずる。
7．排水設備は昭50年建告第1597号の規定に適合した構造とする。
8．排水設備は下水道法施行令第8条の規定に適合した構造とする。
9．ガス設備はガス事業法第40条の4の規定に適合した構造とする。
10．ガス設備は一般高圧ガス保安規則第52条の規定に基づき設置をする。
11．ガス栓の構造は昭和56年建設省告示第1099号の規定に適合した構造とする。

Ⅷ．凡　　例

記　号	名　称	仕　様
——R——	冷　媒　管	冷媒用被覆銅管(保温厚：ガス管20ｔ 液管10ｔ)
——D——	空 調 ド レ ー ン 管	一　般：空調ドレン用結露防止層付塩化ビニール管 埋設暗渠：硬質塩化ビニール管（ＶＰ）
——・——	給　水　管	一　般：水道用ステンレス鋼鋼管 埋設暗渠：水道用ステンレス鋼鋼管
——Ⅰ——	給　湯　管	
——Ⅱ——	返　湯　管	
————	汚 水 ・ 雑 排 水 管	一　般：硬質塩化ビニール管（ＶＰ） 埋設暗渠：硬質塩化ビニール管（ＶＰ）
——PU——	排水ポンプアップ管	耐衝撃硬質塩化ビニール管（ＨＩＶＰ）
－－－－－	通　気　管	一　般： 埋設暗渠：
——G——	ガ　ス　管	
——X——	屋 内 消 火 栓 管	
——SP——	ス プ リ ン ク ラ ー 管	一　般： 埋設暗渠：
——F——	泡　消　火　管	
——XX——	屋 外 消 火 栓 管	一　般： 埋設暗渠：
——H——	連　結　送　水　管	一　般： 埋設暗渠：
——SA——	空 調 往 ダ ク ト	
——RA——	空 調 還 ダ ク ト	
——OA——	給　気　ダ　ク　ト	亜鉛鉄板ダクト、亜鉛引スパイラルダクト
——EA——	排　気　ダ　ク　ト	亜鉛鉄板ダクト、亜鉛引スパイラルダクト
——KEA——	火気使用室排気ダクト	
——SM——	排　煙　ダ　ク　ト	
	ゲ　ー　ト　バ　ル　ブ	１０Ｋ、～50Ａ：青銅弁　　65Ａ～：ねずみ鋳鉄弁
	チ　ャ　ッ　キ　バ　ル　ブ	
	逃　し　弁	
	定　流　量　弁	
	減　圧　弁	
	空　気　抜　弁	
	吸　排　気　弁	
	フ レ キ シ ブ ル 継 手	
	防　振　継　手	
	伸　縮　継　手	
	圧　力　計	
	温　度　計	
	ボ　ー　ル　タ　ッ　プ	
	Ｙ 型 ス ト レ ー ナ	
	吹　出　口	
	吸　込　口	
	排　煙　口	
FD	防　火　ダ　ン　パ　ー	
MFD	排煙用防火ダンパー	
SFD	煙感連動ダンパー	
VD	風 量 調 整 ダ ン パ ー	
GD	チ ャ ッ キ ダ ン パ ー	
	給　水　栓	
	給　湯　栓	
	混　合　水　栓	
	汚　水　桝	
	雨　水　桝	
	ト　ラ　ッ　プ　桝	
	公　設　桝	
	集　水　桝	
	ガ　ス　コ　ッ　ク	

※別途工事については建築工事の工事区分表（A-012）による。

注）既存Ｂ棟の室内工事は夜間工事とすること。既存Ａ棟についても営業に支障がでる場合は夜間工事とする。（目安の作業時間は22：00～6：00とする）

訂正	年 月 日	鳴門市企業局ポートレース事業課	備考：※諸官庁指導等の事由により、計画内容に変更が生じる場合があります。※現況が図面の内容と異なる場合は現況を優先とし、それにより変更が生じる場合があります。	株式会社　歩デザイン　一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野　和敏 東京都墨田区東平2-14-6ロータスビル3Ｆ TEL：03-3626-8284　FAX：03-3626-8289	作成 / 承認 / 発行	工事名称：エディウイン鳴門一般席棟増築及び改修工事のうち管工事 図面名称：機械設備 特記仕様書 縮尺：A1 1:150　A3 1:300	設計NO / 整理NO	図面NO：M-001

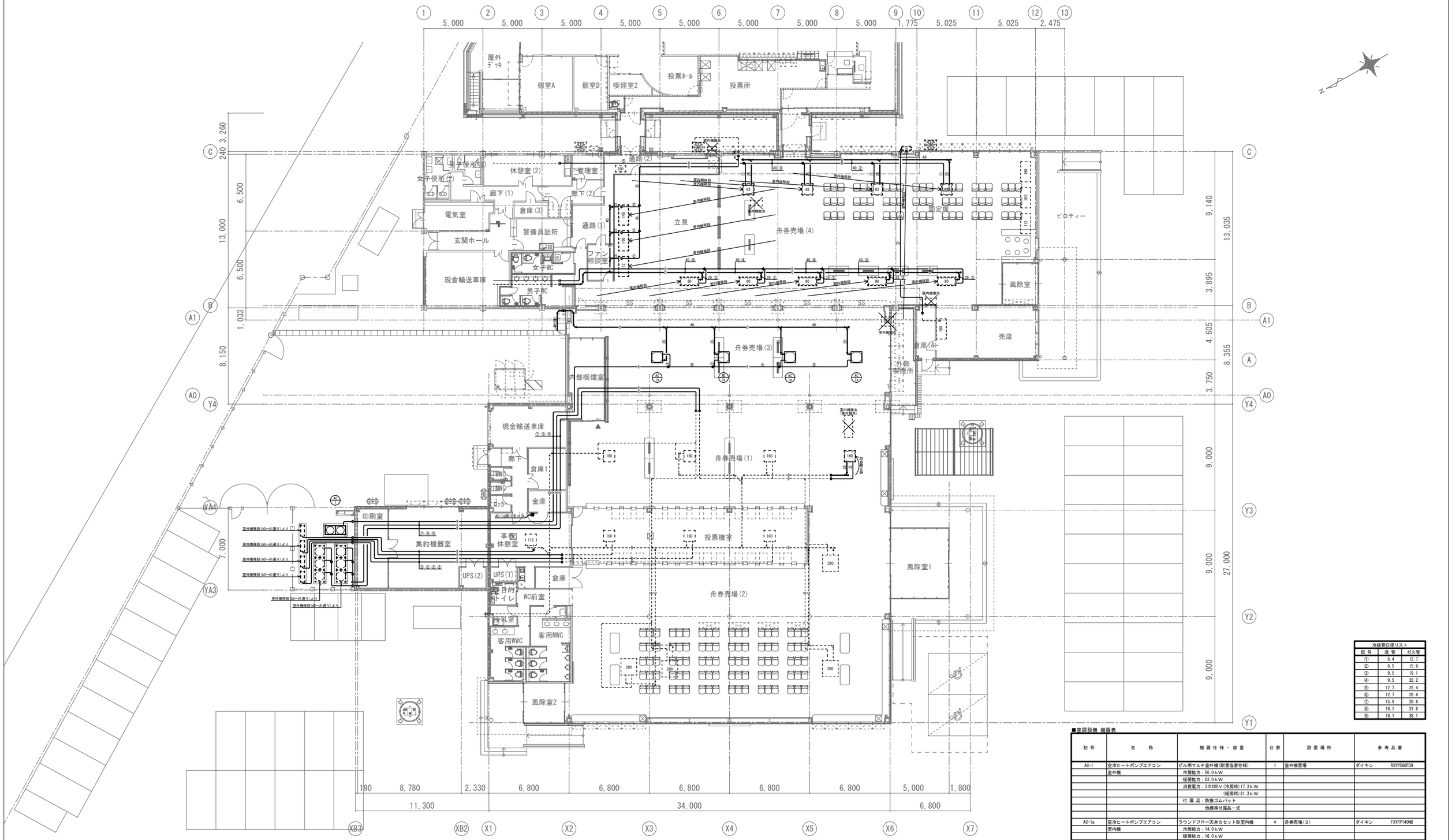

冷媒管口径リスト		
記号	液管	ガス管
①	6.4	12.7
②	9.5	15.9
③	9.5	19.1
④	9.5	22.2
⑤	12.7	25.4
⑥	12.7	28.6
⑦	15.9	28.6
⑧	19.1	31.8
⑨	19.1	38.1

■空調設備 機器表

記号	名称	機器仕様・容量	台数	設置場所	参考品番
AC-1	空冷ヒートポンプエアコン	ビル用マルチ室外機(耐重塩害仕様)	1	室外機置場	ダイキン RXYP560FCH
	室外機	冷房能力：56.0kW			
		暖房能力：63.0kW			
		消費電力：3Φ200V (冷房時)17.3kW			
		(暖房時)21.3kW			
		付属品：防振ゴムパット			
		他標準付属品一式			
AC-1a	空冷ヒートポンプエアコン	ラウンドフロー天井カセット形室内機	4	舟券売場(3)	ダイキン FXYFP140NB
	室内機	冷房能力：14.0kW			
		暖房能力：16.0kW			
		消費電力：1Φ200V (冷房時)209W			
		(暖房時)200W			
		付属品：ワイヤードリモコン			
		プレフィルター			
		他標準付属品一式			

・点線は既存機器及び既存配管をあらわす。
・室内外機渡り配線及びリモコン用配線は本工事とする。
・移設に伴う不要既存配管の撤去は本工事とする。
・室外機用のＣＯＮ基礎の新設及び撤去は建築工事とする。
・既存天井の解体及び復旧は建築工事とする。
・引き直しをする冷媒管は既存管の口径を調査のうえ施工にあたること。

訂正	年 月 日	鳴門市企業局ボートレース事業課	備考	株式会社 歩デザイン 一級建築士事務所	作成	承認	工事名称	設計NO	図面NO
			※諸官庁指導等の事由により、計画内容に変更が生じる場合があります。 ※現況が図面の内容と異なる場合は現況を優先とし、それにより変更が生じる場合があります。	一級建築士 大阪登録第164276号 中野 和敏 東京都港区東麻布2-14-6ロータスビルｽﾋﾞﾙ7F TEL：03-3626-8284 FAX：03-3626-8289	発行		エディウイン鳴門一般席様増築及び改修工事のうち管工事 図面名称 空調設備 平面図 縮尺 A1 1:150 A3 1:300	整理NO	M-002

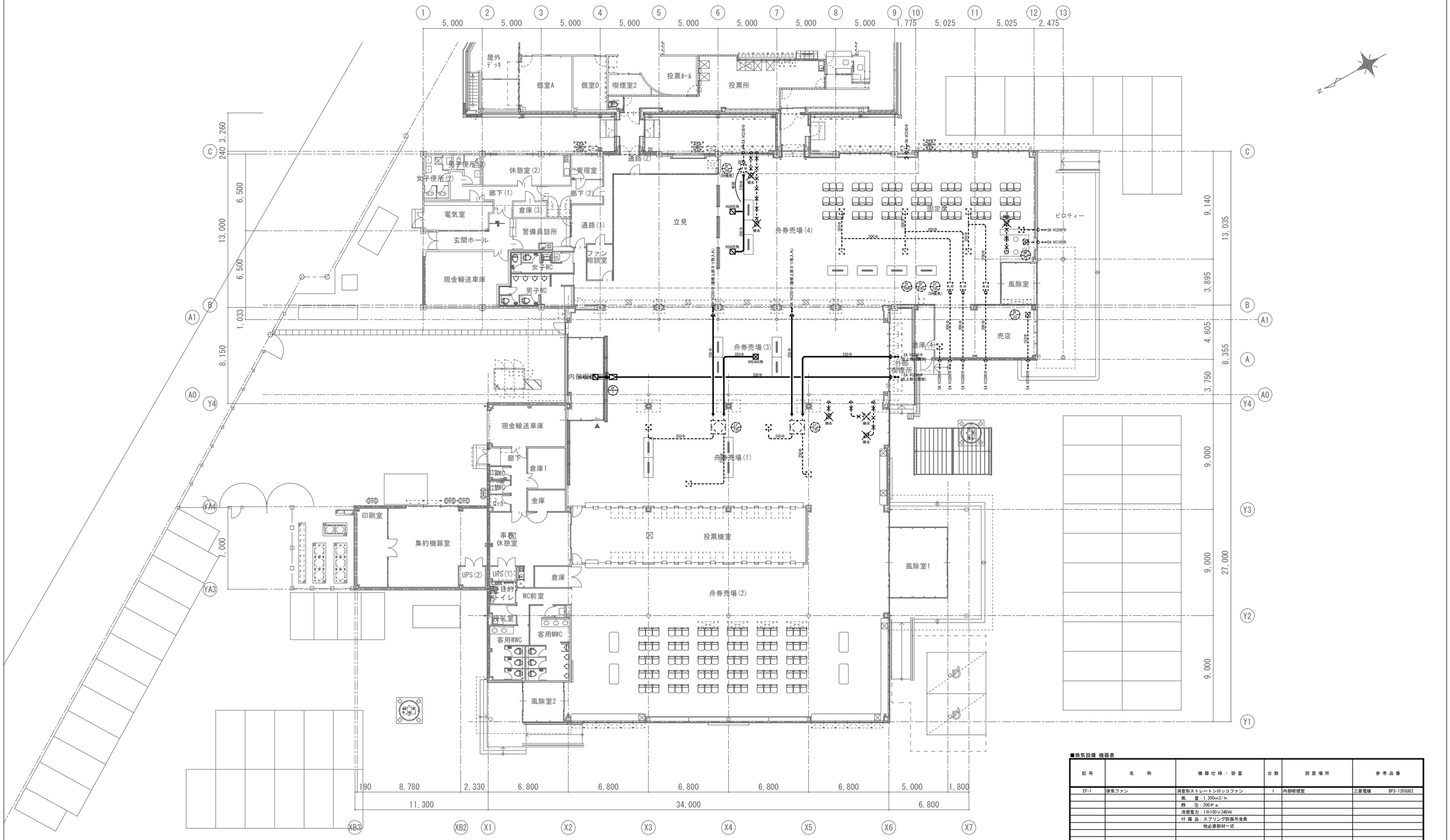

■換気設備 機器表

記号	名称	機器仕様・容量	台数	設置場所	参考品番
EF-1	排気ファン	消音形ストレートシロッコファン	1	内部喫煙室	三菱電機　BFS-120SUG2
		風　量：1,300m3/h			
		静　圧：200Pa			
		消費電力：1φ100V348W			
		付属品：スプリング防振吊金具			
		他必要部材一式			

・点線は既存機器及び既存ダクトをあらわす。
・移設に伴う不要既存ダクトの撤去は本工事とする。
・既存天井の解体及び復旧は建築工事とする。

訂正	年 月 日	鳴門市企業局ボートレース事業課	備考 ※諸官庁指導等の事由により、計画内容に変更が生じる場合があります。※現況が図面の内容と異なる場合は現況を優先とし、それにより変更が生じる場合があります。	株式会社　歩デザイン　一級建築士事務所 一級建築士　大臣登録第164276号　中野　和敏 東京都墨田区東平2-14-6ロータスビル3F TEL：03-3626-8284　FAX：03-3626-8289	作成 / 発行	承認	工事名称：エディウイン鳴門一般席様増築及び改修工事のうち管工事	図面名称：換気設備 平面図	縮尺：A1 1:150　A3 1:300	設計NO / 整理NO	図面NO：M-003

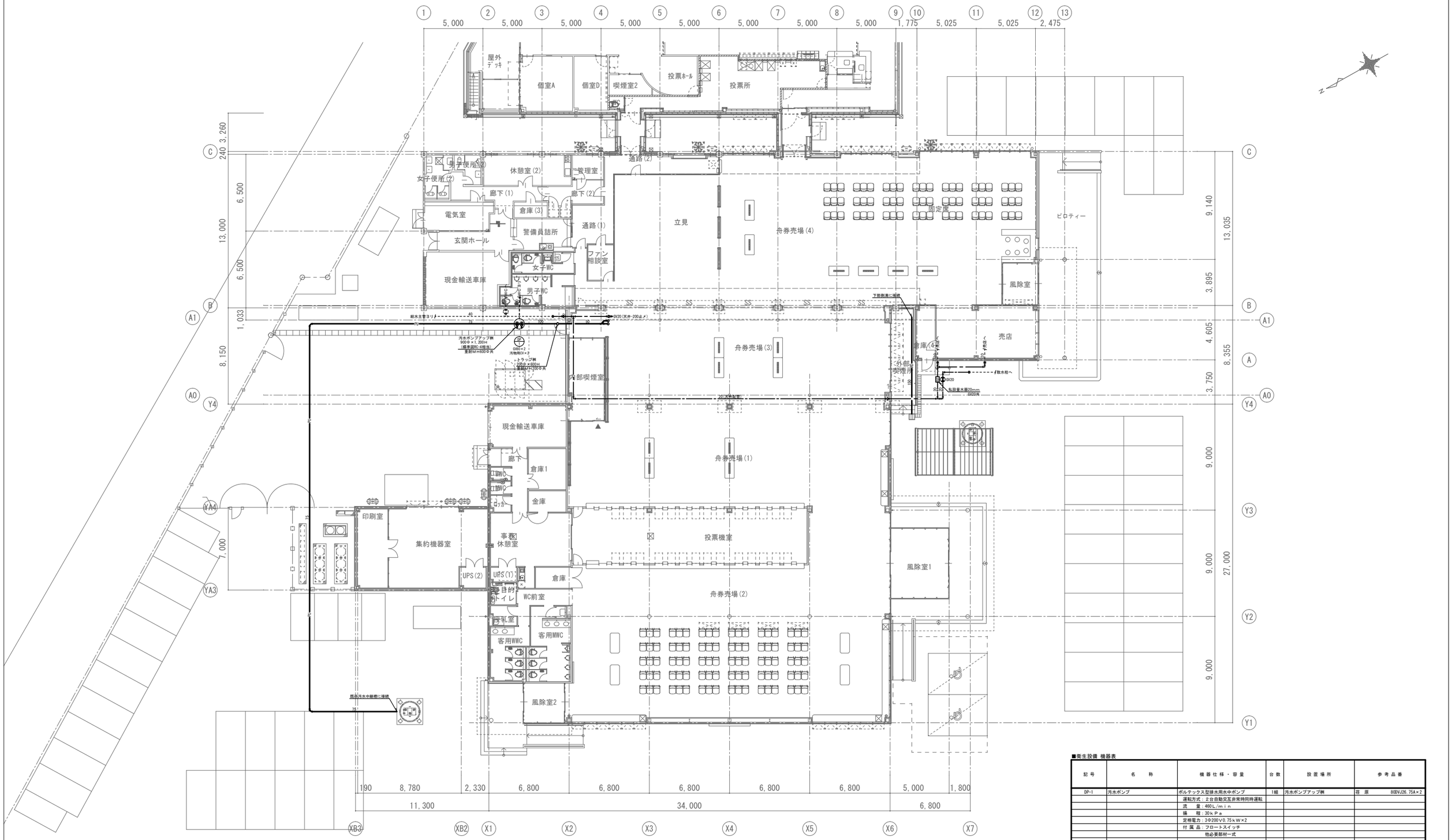

■衛生設備 機器表

記号	名称	機器仕様・容量	台数	設置場所	参考品番
DP-1	汚水ポンプ	ポルテックス型排水用水中ポンプ	1組	汚水ポンプアップ槽	荏原 80DVJ26.75A×2
		運転方式：2台自動交互非常時同時運転			
		流　量：460L/min			
		揚　程：30kPa			
		定格電力：3Φ200V0.75kW×2			
		付属品：フロートスイッチ			
		他必要部材一式			

・点線は既存配管をあらわす。
・既存管撤替えに伴う不要既存配管の撤去は本工事とする。
・埋設配管に伴うアスファルト舗装の撤去及び復旧は本工事とする。

訂正	年 月 日	鳴門市企業局ボートレース事業課	備考	株式会社 歩デザイン 一級建築士事務所	作成	承認	工事名称	設計NO	図面NO
			※諸官庁指導等の事由により、計画内容に変更が生じる場合があります。 ※現況が図面の内容と異なる場合は現況を優先とし、それにより変更が生じる場合があります。	一級建築士 大阪登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区東平2-14-6ロータスビルｽF TEL：03-3626-8284 FAX：03-3626-8289	発行		エディウイン鳴門一般席棟増築及び改修工事のうち管工事		M-004
							図面名称 衛生設備 平面図	縮尺 A1 1:150 A3 1:300	整理NO

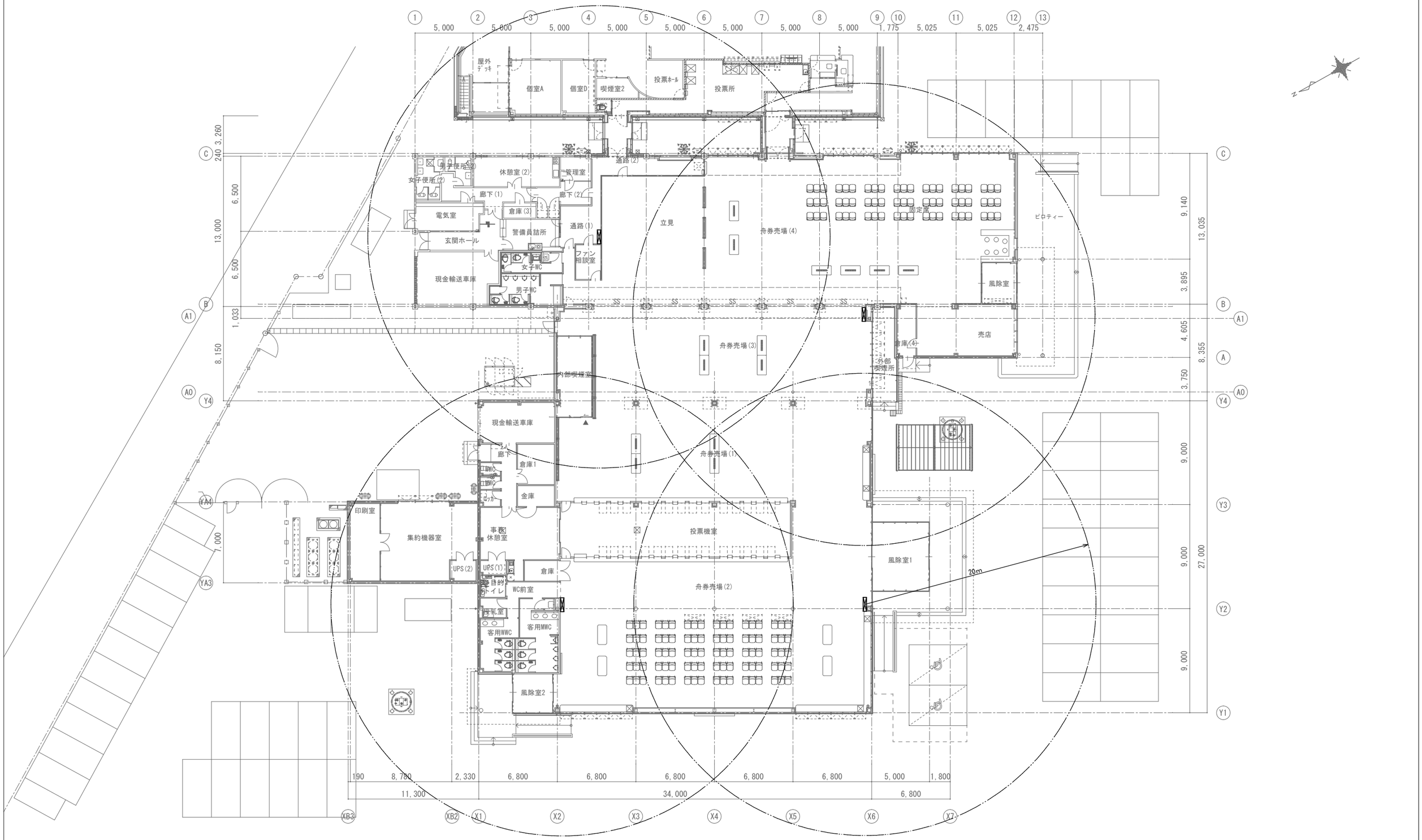

: パッケージ型消火設備（Ⅰ型）×4台

訂正	年 月 日	鳴門市企業局ポートレース事業課	備考	株式会社 歩デザイン 一級建築士事務所	作成	承認	工事名称	設計NO	図面NO
			※諸官庁指導等の事由により、計画内容に変更が生じる場合があります。 ※現況が図面の内容と異なる場合は現況を優先とし、それにより変更が生じる場合があります。	一級建築士 大阪登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区東平2-14-6ロータスビル3F TEL：03-3626-8284 FAX：03-3626-8289	発行		エディウイン鳴門一般席棟増築及び改修工事のうち管工事		M-005
							図面名称 消火設備 平面図	縮尺 A1 1:150 A3 1:300	整理NO